

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例	S45.10	①工業生産設備取得額 ○製造業 ・資本金等5千万円以下の法人 500万円以上 ・資本金等5千万円超1億円以下の法人 1,000万円以上 ・資本金等1億円超の法人 2,000万円以上 ○情報サービス業等 ・500万円以上 ②青色申告している者等	過疎地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	S61.12	①工業生産設備取得額 ○製造業 ・資本金等1千万円以下の法人 500万円以上 ・資本金等1千万円超5千万円以下の法人 1,000万円以上 ・資本金等5千万円超の法人 2,000万円以上 ○情報サービス業等 ・500万円以上 ②青色申告している者等	半島振興対策実施地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	H5.7	①工業生産設備取得額 ○製造業 ・資本金等5千万円以下の法人 500万円以上 ・資本金等5千万円超1億円以下の法人 1,000万円以上 ・資本金等1億円超の法人 2,000万円以上 ○情報サービス業等 ・500万円以上 ②青色申告している者等	離島振興対策実施地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
奄美群島における県税の特別措置に関する条例	H11.7	①工業生産設備取得額 ○製造業 ・資本金等5千万円以下の法人 500万円以上 ・資本金等5千万円超1億円以下の法人 1,000万円以上 ・資本金等1億円超の法人 2,000万円以上 ○情報サービス業等 ・500万円以上 ②青色申告している者等	奄美群島地域	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例	H14.7	①工業生産設備取得額 ・2,700万円超	原子力発電施設等立地地域	○3年間 ○不均一課税	○3年間 ○不均一課税	○取得時 ○不均一課税
地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例	H28.3	①建物、建物附属設備、機械及び装置等 ・資本金等1億円以下 1,900万円以上 ・資本金等1億円超 3,800万円以上 ②地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の知事認定を受けた者	地域再生法における地方活力向上地域	○3年間 ○不均一課税 又は 課税免除	○3年間 ○不均一課税 又は 課税免除	○取得時 ○不均一課税 又は 課税免除
地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例	H20.6 (H29.12.26改正)	①土地・建物の取得額の合計が1億円超 農林水産関連業種は5,000万円超 ②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の知事承認を受け、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認を受けた者。	地域未来投資促進法における促進区域	—	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除

(補助金)

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
鹿児島県企業立地促進補助金	S59.11 (R6.4.1改正)	製造業, 流通業, 情報通信関連業種, 研究開発施設	①新規雇用者数 11 人以上 (情報通信関連業種 (新設は 5 人以上, 研究開発施設は 6 人以上) ※離島地域の場合, 新規雇用者数 6 人以上 (情報通信関連業種, 研究開発施設は 3 人以上) ※流通業: 鹿児島臨空団地に立地する流通関連業が対象 ②用地等取得後 3 年以内の操業開始 (ただし, 製造業の増設については, 期限なし) ③立地協定	工業団地 工場適地 農村産業導入地区等	事業所の建物, 機械設備等	①設備投資額 × 2% ※研究開発施設の場合 6% ※情報通信関連業が新設する場合 10% ②新規雇用者数 × 30 万円 【以下, 情報通信関連業が新設する場合】 ③賃借料 × 50% (3 年間) ④通信回線使用料 × 50% (3 年間)	6,000 万円
		製造業, 情報通信関連業種, 研究開発施設, 流通業等	①設備投資額(用地取得費除く)10 億円以上 ②新規雇用者数 30 人以上 ③用地等取得後 3 年以内の操業開始 (ただし, 製造業の増設については, 期間の期限なし) ④立地協定	工業団地 工場適地 農村産業導入地区等	事業所の建物, 機械設備等	設備投資額 × 6% ※研究開発施設の場合 10%	製造業 10 億円 その他 5 億円
		製造業, 情報通信関連業種, 研究開発施設, 流通業等	①県外からの事業所移転を伴うこと ②立地協定	地域再生法における地方活力向上地域	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において, 特定業務施設と認定された施設	①設備投資額 × 2% ②新規雇用者数 × 30 万円 ③移転経費 × 50% ④賃料 × 50%	6,000 万円
鹿児島県生産設備投資促進補助金	H25.4.1 (R6.4.1改正)	製造業 (県外に本社又は親会社がある企業)	①設備投資額(用地取得費除く) 3 億円以上 ②雇用維持 ③生産性向上 ④立地協定	工業団地 工場適地 農村産業導入地区等	事務所の建物, 機械設備等	①設備投資額 × 2% ②移転経費 × 50%	3 億円
鹿児島県特定工場施設等整備費補助金	S63.4 (R3.4.1改正)	工業用水特別処理施設	①工場適地, 農工団地等での立地 ②新規雇用者数 21 人以上 (工業用水特別処理施設を増設する場合は 51 人以上) ③用地取得後 3 年以内の操業 ④立地協定	工場適地 農村産業導入地区等	シリカ除去施設の設置	工業用水特別処理施設相当額以内 (工業用水特別処理施設を増設した者は増設に要した費用相当額に新規雇用者の増加割合を乗じた額の 1/2 相当以内の額)	5,000 万円 (工業用水特別処理施設の新設は 2,500 万円)
		工場関連施設	同上	①工場適地, 農工団地等での立地 ②新規雇用者数 21 人以上 ③用地取得後 3 年以内の操業 ④立地協定	工場適地 農村産業導入地区等	工業団地等に引き込む特別高圧配電線施設 (22KV 以上) の設置	特別高圧配電線施設工事費負額の 1/2
鹿児島臨空団地企業立地促進補助金	H16.4 (R6.4.1改正)	製造業・流通業 (道路貨物運送・倉庫業・卸売業・こん包業)	①土地売買代金を完納していること ②土地売買契約書を締結した日から 2 年以内に事業所の建設に着手していること又は事業所の建設に	鹿児島臨空団地	土地購入に要する経費	有効敷地に係る土地購入費 × 下記乗率 + 法面に係る土地購入費 × 100% ・製造業 6,000 m ² 以上 35% ・流通関連業	

			着手することが確実に認められること ③立地協定			2,000㎡以上10,000㎡未満 10% 10,000㎡以上 35%
発電用施設周辺地域生産設備投資支援利子補給補助金	H27.4.1 (R6.4.1改正)	製造業	①設備投資額：500万円以上 ②借入額：500万円以上5000万円以下 ③生産性向上	県内全域	金融機関からの借入に係る支払利子 ※対象となる借入は設備投資のための借入に限る	支払利子のうち利率1%相当分×7年間 (最長)
発電用施設周辺地域立地企業BCP対策補助金	H27.4.1 (R6.4.1改正)	製造業	別に定める要件を満たすBCP(事業継続計画)等を事前に定めていること	同上	防災対策関連事業に要する測量設計費、工事費、備品購入費及び附帯工事費	補助対象経費の1/2以内 1,000万円
発電用施設周辺地域多様な人材確保環境整備補助金	R元.4.1 (R5.4.1)	製造業	県内企業が事業地域に所在する事業所において行う、女性、高齢者及び障害者並びにその他の多様な人材の就業促進を図るための施設及び設備を整備する事業であること。	同上	女性、高齢者及び障害者並びにその他の多様な人材の就業促進を目的とした施設等の導入に要する建築工事費、設備工事費、設計管理費、委託料、備品購入費	補助対象経費の1/2以内 5,00万円

〈リース〉

リース主体	適用基準	優遇措置の内容
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ○対象団地 <ul style="list-style-type: none"> ①鹿児島臨空団地 ②国分上野原テクノパーク ○対象業種 <ul style="list-style-type: none"> ①製造業、流通業 ②製造業 ○対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ①製造業6,000㎡以上、流通業2,000㎡以上 ②6,000㎡以上 ○操業条件等(2団地共通) <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸契約締結2年以内の工場建設着手 ・賃貸契約締結3年以内の操業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付期間10年以上50年未満(借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権) ○貸付料(年額) <ul style="list-style-type: none"> 分譲価格×企業立地資金融資の貸付利率(現行2.0%)＋固定資産税等相当額 ○保証金 貸付料の3年分